#### 【オンサイトＰＰＡ契約書（解説付）】

**電力供給契約書**

Ａ　設備

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置施設（第２条⑴） | ２　発電設備（第２条⑶） |
| 所在施設名上記の施設の屋根上 | 太陽光発電モジュール製造元 型　式数　量　　　　　　　ｋＷ及び上記モジュールに付随する架台・金具・レール、パワーコンディショナー、集電箱、電力量計、ケーブルなど |

Ｂ　期間

|  |  |
| --- | --- |
| １　契約期間（第３条） | 本契約締結日から　　　　年　　月　　日まで |
| ２　施設の使用貸借期間（第４条） | 　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| ３　電力の供給期間（第８条第２項） | 　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |

Ｃ　電力供給条件

|  |
| --- |
| １　電力供給料金（第８条第３項） |
| ⑴　料金の単価 | 円／ｋＷｈ |
| ⑵　料金の算定期間 |  |
| ⑶　料金の支払日 |  |
| ⑷　料金の算定方法 | 本欄⑴の単価に本欄⑵の算定期間内の本発電電力量を乗じた金額に消費税を加えた額とする。 |
| ⑸　料金の支払方法 | 以下の口座に振り込む方法で支払う（振込料は支払者の負担とする）。銀行・信用金庫・信用組合支店普通預金　口座番号　　口座名義（ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２　最低消費量（第９条第1項） | 　　　　　　　　　ｋＷｈ／年 |

特約

|  |
| --- |
|  |

本契約締結の証として、本証書２通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その１通を保有する。

 令和　　年　　月　　日

甲（需要家）

乙（発電事業者）

●●●●株式会社

　　 代表取締役　　●●●●

**契約条項**

需要家である●●●株式会社（以下、「甲」という。）と発電事業者である●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり電力供給契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第１条（目的）

　本契約は、地域における再生可能エネルギーの活用に寄与するために、本件屋根上に乙が設置した本発電設備で発電される電力を、本件施設に対して供給する取引について定めることを目的とする。

契約の趣旨を定める条項です。「地域における再生可能エネルギーの活用に寄与するため」の部分は契約の目的に応じて適宜アレンジしてください。

## 第２条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　本件施設　　本契約書頭書Ａ欄１記載の施設をいう。

⑵　本件屋根　　本件施設の屋根をいう。

⑶　本発電設備　本契約書頭書Ａ欄２記載の発電設備をいう。

⑷　本発電電力　本発電設備で発電される電力をいう。

⑸　本事業　　　乙が本発電設備を設置して本発電電力を本件施設に対して供給する事業をいう。

## 第３条（契約期間）

本契約の契約期間は、本契約書頭書Ｂ欄１記載のとおりとする。ただし、甲乙間の合意により、契約期間を延長することができる。

## 第４条（本件屋根の使用貸借）

　　甲は、本契約書頭書Ｂ欄２記載の期間、乙が本事業のために本件屋根を無償にて使用することを認める。

## 第５条（本発電設備の設置等）

１　乙は、関係諸法令、規則及びガイドライン等を遵守のうえ、乙の費用と責任により、本事業を実施するために必要な事務手続を行い、本発電設備を設置する。ただし、設置する場所については甲と協議のうえで確定する。

２　甲は、乙が行う本発電設備の設置及びこれに伴う事務手続に協力する。

３　甲が本件施設の修繕工事など本発電設備に影響を及ぼすおそれのある行為をおこなう場合、甲は乙に対し、事前に通知をしなければならない。

## 第６条（本発電設備の所有権の帰属）

１　甲は、本発電設備が本件施設に付合することのない独立の動産であり、その所有権がもっぱら乙に帰属することを確認する。

２　本発電設備に課税される固定資産税その他の公租公課は乙の負担とする。

## 第７条（本発電設備の保守等）

１ 乙は、本発電設備を正常に稼働させるために、定期点検などの必要な保守を行う。

２　乙は、本発電設備の保守等のために本件施設内に立ち入る必要がある場合、甲の事前の承諾を得て、本件施設内に立ち入ることができる。ただし、緊急の必要がある場合、乙は甲の事前の承諾なくして本件施設内に立ち入ることができる。

３　乙が本件施設及びその敷地内で作業を行う場合、乙は甲の業務及び甲による本件施設の使用に支障が生じないよう可能な限り配慮し、また安全確保のための措置を講じる。

４　乙は、本発電設備の保守作業を必要に応じて第三者に委託することができる。

５　乙は、本発電設備の設置、運営及び保守のための工事、並びに本発電設備の稼働に起因する甲及び第三者への損害賠償に備えるため、保険に加入する。

６　甲は、乙又は乙から委託された者による本発電設備の保守作業に協力する。

## 第８条（電力の供給）

１　乙は、本発電電力の全量を甲に対し供給し、甲は本件施設で消費する電力としてその供給を受ける。なお、甲は、乙による本発電電力の供給が本件施設の電力需要の一部をまかなうにとどまることを確認する。甲は、不足する電力を自らの責任で別途調達するものとする。

２　前項の電力供給の期間は、本契約書頭書Ｂ欄３記載のとおりとする。ただし、甲乙間の合意により、供給期間を延長することができる。

３　甲は、本発電電力につき、本契約書頭書Ｃ欄１記載に従い、電力供給料金を支払う。

４　甲が前項の電力料金の支払いを遅延した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日から支払い済みまで、遅延している金額から消費税相当額を差し引いた金額に対する年１０パーセントの割合による遅延損害金を支払わなければならない。

電力供給の期間や料金について定める条項です。

余った電力（余剰電力）を他に売却することが可能とする場合は、以下の条項を加えてください。

「５　甲が本発電電力を本件施設で消費してもなお余剰がある場合、乙は、本条第１項にかかわらず、かかる余剰分を第三者に売却することができる。」

## 第９条（最低消費量の保証）

１　甲は乙に対し、本件施設における１年間の電力消費量（以下、「年間実消費量」という。）が本契約書頭書Ｃ欄２記載の電力量（以下、「最低消費量」という。）を下回らないことを保証する。

２　年間実消費量は以下の方法で算定する。

　⑴　初年度　稼働開始日が属する月の翌月１日から１年間の本発電電力の量

⑵　翌年度以降　⑴の終期の翌日から１年間の本発電電力の量（その後の年度も同様とする）

３　甲は、操業停止その他の理由で年間実消費量が最低消費量を下回るおそれがある場合、乙に対しその旨を速やかに通知しなければならない。

第1項は消費する最低量を定める条項です。発電事業の採算性の確保するために必要となる約定です。

第2項は年間の電力消費量をどのように算定するのかを定める条項です。余剰電力を別途売却することが予定されている場合は以下の条項を加える必要があります。

「⑶　前条第５項により、乙が本発電電力の余剰分を甲以外の第三者に売却した場合、売却した電力量を控除して年間実消費量を算定する。」

## 第１０条（環境価値）

１　本発電電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値はすべて甲に帰属する。

２　甲及び乙は、前項の電力に係る非ＦＩＴ非化石証書などの記録・登録・譲渡等の手続に協力する。

再エネ電力の環境的な価値が誰に帰属するのかを定める条項です。本モデルは需要家に帰属する場合の条項です。他の人に帰属させる場合は「甲」をその人の名に変更する必要があります。

また、余剰電力を別途売却する場合は第1項を以下のように変更します。

「１　本発電電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値はすべて甲に帰属する。ただし、余剰電力にかかる環境価値は乙に帰属する。」

## 第１１条（契約上の地位又は債権債務の移転）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意がある場合を除き、本契約上の地位又は債権債務について、譲渡、担保設定その他の処分を行うことができない。

## 第１２条（非常用電源としての使用）

　災害などの理由で電力系統からの供給が停止した場合、甲は、電力供給が復旧するまでの間、本発電電力を非常用電源として無償で使用することができる。

システム的に非常時の供給ができない場合にはこの条項を特約で除外してください。

## 第１３条（契約期間満了時の本発電設備の扱い）

１　本発電設備の所有権は、本契約書頭書Ｂ欄１の契約期間の満了時に当然に、現状有姿かつ無償にて乙から甲に移転するものとする。

２　乙は甲に対し、前項の所有権移転後すみやかに、本発電設備の設計図面、機器の仕様一覧、過去１年分以上の発電量データ、機器のメンテナンス履歴等の必要書類を引き渡すものとする。

３　甲は、第１項の所有権移転後、自らの責任で本発電設備を維持管理及び撤去する。

契約の終了時の発電設備の帰趨について定める条項です。

本モデル案では、契約終了後は需要家が発電設備を取得して管理する、としています。使用終了後の撤去も需要家がおこなうことになります。

契約終了時に発電事業者が発電設備を撤去することを予定する場合は、本条を以下のように変える必要があります。

「１　乙は、第３条の契約期間の終了後遅滞なく、本発電設備を撤去しなければならない。

　２　前項の撤去に要する費用は乙の負担とする。」

## 第１４条（補助金等の交付を受ける場合の遵守事項）

本契約に関し、乙が本発電設備の設置等にかかる補助金又は助成金の交付申請をする場合、甲は乙に対し必要な協力を行う。

## 第１５条（禁止事項）

１ 乙は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

1. 本件施設又は本件屋根の現状を、本発電設備を設置・撤去等するために必要な範囲を超えて変更すること。

⑵　本件屋根に本発電設備以外の物を設置するなど、本件屋根を本事業以外の目的に使用すること。

⑶　甲が本件施設で本発電電力を消費することができるにもかかわらず、甲以外の第三者に対して本発電電力を供給すること。

⑷　その他本事業に重大な支障を来すおそれがある行為を行うこと。

２　甲は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙の承諾を受けた場合は、この限りではない。

⑴　本件施設を撤去すること又は本件施設における事業を廃止すること。

⑵　本発電設備に影をもたらす障害物を設置するなど、本発電設備の発電に支障を来す行為を行うこと。

⑶　本件施設の所有権又は使用権を乙以外の第三者に譲渡すること。

⑷　その他本事業に重大な支障を来すおそれがある行為を行うこと。

## 第１６条（損害賠償）

　甲又は乙が本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、相手方は損害の賠償を請求することができる。

## 第１７条（違約金）

１　甲が第９条第１項に違反した場合、甲は乙に対し、甲の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、以下の⑴に⑵を乗じた額の違約金を支払わなければならない。ただし、第１９条の場合はこの限りではない。

⑴　最低消費量から年間実消費量を差し引いた電力量

⑵　本契約書頭書Ｃ欄１⑴記載の料金単価

２　本契約書頭書Ｂ欄３記載の電力供給期間中に、甲の責めに帰すべき事由により本発電設備において発電を停止せざるを得なくなった場合、甲は乙に対し、以下の⑴に⑵を乗じた額の違約金を支払わなければならない。

⑴　最低消費量に本契約書頭書Ｃ欄１記載の料金単価を乗じ３６５で除した金額

⑵　本発電設備において発電を停止した日の翌日から本契約書頭書Ｂ欄３記載の電力供給期間の満了日までの日数。但し、同満了日までに本発電設備において発電を再開した場合は、本発電設備において発電を停止した日の翌日から発電を再開した日までの日数

３　前２項における違約金の支払いは、乙の甲に対する、違約金を上回る損害についての賠償の請求を妨げるものではない。

違約金を定める条項です。発電事業の採算性を確保するために必要となる約定です。２つのケースを想定しています。

ひとつは実際の消費量が最低消費量に達しなかった場合です。この場合、需要家は不足分の電力供給料金を違約金として支払わなければなりません。違約金の支払いは需要家に責任があるか否かにかかわらず生じる、としています。

もう一つは、需要側の責任で発電が停止した場合です。

いずれの場合も、最低消費量に見合う供給料金を違約金としています。

発電事業者がそれ以上の損害を被った場合、違約金を上回る損害賠償を請求できる、としています。

## 第１８条（発電事業者の責任）

　甲は、気象条件、本件施設の周辺環境の変化、本発電設備の経年劣化等により本発電電力の供給が変動又は停止する可能性があることを了解する。乙は、乙の責めに帰すべき事由による電力供給の変動又は停止によって甲が損害を受けた場合に限り、当該損害を賠償する責任を負う。

## 第１９条（不可抗力による免責）

　地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地異、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令の改正等の不可抗力により、本事業の遂行が不能になった場合、かかる不可抗力により生じた損害については、甲と乙はいずれも、損害賠償及び違約金を支払う責任を負わない。

## 第２０条（中途解約）

１　甲は、第３条の契約期間の満了前であっても、乙に対して、解約日の3ケ月前までに解約日を指定した書面により乙に対して通知し、かつ、以下の⑴に⑵を乗じ⑶の額を加えた解約金を解約日までに支払うことにより、本契約を解約することができる。

⑴　本契約書頭書Ｃ欄２記載の最低消費量に本契約書頭書Ｃ欄１⑴記載の料金単価を乗じ３６５で除した金額

⑵　解約日の翌日から本契約書頭書Ｂ欄３記載の電力供給期間の満了日までの日数

⑶ 乙が本事業に関して交付された補助金の返還を要する場合、その返還金（加算金等の支払金を含む）に相当する額

２　本発電設備の所有権は、前項の解約日に、乙から甲へ当然に移転する。第１３条第２項及び第３項はこの場合に準用する。

需要家は、契約期間の途中であっても、発電設備を取得して契約を終わらせることができることを定める条項です。中途解約の場合、中途解約日以降の最低消費量に見合う電力供給料金を中途解約日までに発電事業者に対して支払う必要があるとしています。

## 第２１条（契約の解除）

１　甲又は乙が本契約の全部又は一部に違反したときは、相手方は１か月以内に違反を是正するよう催告したうえで本契約を解除することができる。

２　甲又は乙が次の各号の一に該当したときは、相手方は何らの催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができる。

⑴　営業の廃止若しくは解散の決議を行なったとき、又は私的整理の手続に入ったとき。

⑵　差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。

⑶　手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払を停止したとき。

⑷　破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続その他の法的倒産手続開始の申立があったとき。

⑸　監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。

⑹　本契約に基づく義務の履行が不能になったとき。

⑺　重大な法令違反その他社会的又は経済的な信用を著しく悪化させたとき。

３　甲が前２項のいずれかに基づき本契約を解除した場合、乙は自らの費用で本発電設備をすみやかに撤去しなければならない。

４　甲は、前項にかかわらず、乙に対して、当該解除と同時又は解除後すみやかに、本発電設備の所有権取得を希望する旨を書面により通知し、かつ、乙に対して以下の⑴に⑵を乗じた額の代償金を当該解除の日から３０日以内に支払うことにより、本発電設備の所有権を取得することができる。ただし、甲は、乙に対する第１６条に基づく損害賠償請求権と代償金を対等額にて相殺することができる。

⑴　本契約書頭書Ｃ欄２記載の最低消費量に本契約書頭書Ｃ欄１⑴記載の料金単価を乗じ３６５で除した金額

⑵　本契約解除の日の翌日から本契約書頭書Ｂ欄３記載の電力供給期間の満了日までの間の日数

５　前項による本発電設備の所有権の移転時期は、甲が前項に定める金員の全額を支払った時とする。第１３条第２項及び第３項はこの場合に準用する。

６　乙が本条第１項又は第２項のいずれかに基づき本契約を解除した場合、乙は本発電設備をすみやかに撤去する。当該撤去のための費用は甲の負担とする。ただし、乙は、本発電設備の撤去に代えて同設備を放棄することが出来る。この場合、本発電設備の所有権は当然に甲に移転するものとし、甲は、同所有権移転後、本発電設備を自らの責任で維持管理及び撤去を行う。

7　本条に基づき契約を解除した当事者は、相手方に対し、解除により生じた損害について賠償を請求することができる。

契約違反があった場合の契約解除について定める条項です。違約金の金額とパネルの帰趨について、需要家が解除した場合と発電事業者が解除した場合に分けて規定しています。

需要家（甲）が解除した場合、発電設備の撤去を求めるか、発電設備を取得するかを選択できる、としています。ただし、需要家が後者を選択した場合、発電設備を取得することの対価として代償金を支払うべき立場にあることと、発電事業者の責任により需要家が損害を被っていることの両面を考慮し、代償金額から解除に伴う損害金を控除（相殺）することができる、としています。

発電事業者（乙）が解除した場合、発電設備を撤去することを原則としています。ただし、発電事業者は、撤去に代えて発電設備を放棄することもできる、としています。設備を撤去しても転用などの可能性がないケースを想定したものです。この場合は、発電設備の所有権は需要家に無償で移転し、その後の管理及び撤去は需要家がおこなう、としています。

## 第２２条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

⑴　反社会勢力等が経営に実質的に関与又は支配していること。

⑵　自己若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために、反社会勢力等を利用していること。

⑶　反社会勢力等に対して資金を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていること。

⑷　自己（役員若しくは経営に実質的に関与している者を含む。）が反社会勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　甲又は乙が前項に違反した場合、相手方は、何ら催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができる。

３　前項に基づき本契約を解除した当事者は、本契約を解除された当事者（以下「違反当事者」という。）に対し、違約金として●万円の支払いを請求することができる。

４　本条に基づき本契約を解除された契約当事者は、相手方に対し、損害の賠償を請求することはできない。

５　第２１条第３項ないし第６項は前項に基づく本契約の解除に準用する。

６　本条で定める違約金の支払いは、契約を解除した当事者が相手方に対し、違約金を上回る損害について賠償を請求することを妨げるものではない。

反社会勢力との間の取引を排除するための条項です。違約金については、具体的な金額を盛り込まない条項にすることもできます。この場合は第３項を以下のような条項にして、第６項を削除します。

「３　前項に基づき本契約を解除した当事者は、本契約を解除された契約当事者（以下、「違反当事者」という。）に対し、契約の解除によって被った損害の賠償を請求できる。」

## 第２３条（守秘義務）

　甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意がある場合を除き、本契約の締結及び履行の過程で相手方より知り得た、公開されていない一切の情報（個人情報を含む。）を第三者に漏洩してはならない。甲及び乙は、本契約の終了後といえども本条の守秘義務を遵守する。

## 第２４条（協議条項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、甲と乙は本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議する。

## 第２５条（合意管轄）

　甲及び乙は、乙の本店所在地又は本契約書頭書Ａ欄記載の本件施設の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を本契約に関する紛争の専属的な管轄裁判所とすることを合意する。